

生活保護の引き下げ、ガマンするしかない？

2013年8月、生活保護費が下げられます
今年から3年間で、生活費部分(生活扶助)基準が平均で6.5%、最大10%も引き下げられることになりました。これまでに例を見ない最大の削減で、生活保護を利用する家庭の96%が対象になります。

**審査請求
に挑もう
みんなで声をあげよう!**

審査請求って？

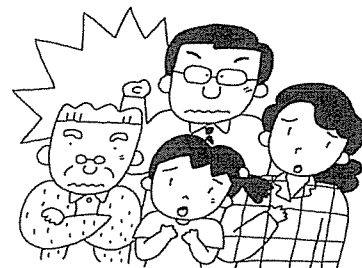
福祉事務所の処分に対する不服申立の手続きです。保護費をいくらにするかも「処分」にあたります。この審査請求をしておかないと、生活保護基準引き下げについて、あとから裁判で争うことができません。

どこに出すの？

都道府県知事に提出します。

いつまでに出すの？

8月の保護決定通知書を受け取ってから60日以内です。



具体的にどうしたらいいの？

お願い

8月の生活保護費が書かれた決定通知書は、絶対になくさないでください。

7月の生活保護費より少なかったら、審査請求できます。審査請求の用紙は、「生活保護制度を良くする会」にお問い合わせください。

1人でやるのは、むずかしい…

審査請求は、代理人を立てられます。弁護士でなくてもかまいません。「生活保護制度を良くする会」にご相談ください。

生活保護を打ち切られたりしない？

そんなことはありません。審査請求は生活保護法にもとづく利用者の権利です。それにより、不利益な扱いを受けることはありません。

くわしくは、「生活保護制度を良くする会」までお問い合わせください